

徳島地方検察庁における記者広報参加要領について

徳島地方検察庁は、下記のとおり、司法記者クラブに所属していない一定の記者についても参加することができる定例記者発表等を実施しています。

参加を希望される記者の方は、事前登録の申請をしてください。

記

第1 記者広報について

1 定例記者発表等

当庁では、ほぼ毎日（土日祝日等を除く。）夕刻（事務の繁忙等により多少の前後はありますが午後4時45分頃を目安としています。）に定例記者発表等を実施し、主要事件の受理処理等の公表を行っています。

また、毎週1回（原則として水曜日）夕刻には、次席検事による定例記者発表等を行っているほか、重大事件の着手・起訴・判決等があった場合等は、必要に応じて、臨時記者発表等を行っています。

なお、次席検事が出張等不在の場合や急用等が発生した場合は開催されません。

2 参加対象者

定例記者発表等には、司法記者クラブ所属の記者において参加できるほか、下記会員社（(1)ないし(6)）に所属する記者又は(7)、(8)に該当する記者で、事前に登録手続を了した者において参加できることとします。

(1) 日本新聞協会会員社

(2) 日本専門新聞協会会員社

(3) 日本地方新聞協会会員社

(4) 日本民間放送連盟会員社

(5) 日本雑誌協会会員社

(6) 日本インターネット報道協会会員社

(7) 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

(8) 以上のほか、上記(1)ないし(7)に該当しない記者で、上記(1)ないし(6)の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

3 実施要領及び事前登録手続

定例記者発表等の実施要領等の詳細は、事前登録手続終了後、別途お知らせします。

第2 事前登録手続について

1 事前登録対象者等

当庁の定例記者発表等に参加するためには事前登録を必要とします（令和5年度以前に登録された記者についても、新たに事前登録が必要となります。）。

この登録は、下記会員社(1)ないし(6)に所属する記者又は(7)、(8)に該当する記者において行うことができます。

- (1) 日本新聞協会会員社
- (2) 日本専門新聞協会会員社
- (3) 日本地方新聞協会会員社
- (4) 日本民間放送連盟会員社
- (5) 日本雑誌協会会員社
- (6) 日本インターネット報道協会会員社
- (7) 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- (8) 以上のほか、上記(1)ないし(7)に該当しない記者で、上記(1)ないし(6)の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

なお、各会員社に所属する記者の事前登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、定例記者発表等会場の収容人員に限りがあることから、定例記者発表等への参加希望者が多数の場合には、事前登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

2 申請方法

- (1) 申請者は、以下の書類のすべてを郵送にて徳島地方検察庁検察広報官宛てに提出してください（既に他の検察庁への登録済の記者については下記(2)のとおり。）。

ア 登録申請書

[登録申請書は別掲の様式1号をダウンロードしてください。](#)

イ 身分証明書（顔写真付き：カラーコピー）

(ア) 上記1の(1)ないし(6)の会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し

(イ) 上記1の(7)に該当する記者については、外国記者登録証の写し

(ウ) 上記1の(8)に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、証明書に加えて顔写真（縦4.5cm×横3cm）1枚を添付

ウ 活動実績証明書類

上記1の(7)に該当するとして申請する記者は、下記(ア)に掲げるもの、上記1の(8)に該当するとして申請する記者は、下記(ア)及び(イ)に掲げるもの

(ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し

(イ) 記者として十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書

[証明書は別掲の様式2号をダウンロードしてください。](#)

(2) 既に他の検察庁への登録済の記者については、上記(1)のア及びイの書類を郵送にて徳島地方検察庁検察広報官宛て提出してください。

なお、必要に応じて、別途必要書類の提出を求めることがありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 検察庁へ申請書を提出せず、記者クラブへ申請（又は申込）をした記者は、上記(1)のア・イ・ウの書類を郵送にて徳島地方検察庁検察広報官宛て提出してください。

(4) 本事前登録申請期限は、令和6年4月26日（金）（当日消印有効）です。

3 登録手続完了のお知らせ

上記登録申請を行ったものの、登録対象者として認められなかった方には、令和6年5月中旬頃、その旨をお知らせします（登録者にはお知らせしません。）。

4 登録の更新について

登録の更新は原則として行いません。毎年度、登録手続をとっていただくこととなります。

5 定例記者発表等への参加手続

定例記者発表等への具体的な参加手続等については、おって、適宜の方法でお知らせします。

6 登録申請郵送及びお問合せ先

〒 770-0852 徳島市徳島町2丁目17

徳島地方検察庁 検察広報官 宛て

電話 088-652-5191 (代表)

(※メール、FAXでのお問合せには応じておりません。)

以 上